

広バス協第88号
平成28年 2月 4日

乗合会員 各位

公益社団法人 広島県バス協会

一般乗合旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、国土交通省自動車局長から日本バス協会を通じて別添のとおり通知がありました。

本通知は、1月15日(金)に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け発出されたもので、一般貸切旅客運送事業のみならず、一般乗合旅客運送事業におかれましても安全確保の徹底を図るようにとの内容です。

乗合会員各位におかれましては、安全対策及び事故防止の徹底の程、よろしくお願ひいたします。

日バス協技第32号
平成28年2月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 上杉 雅彦

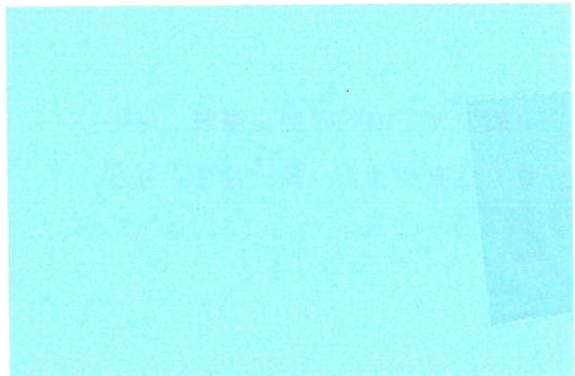
一般乗合旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から別紙のとおり通知がありました。

本通知は、1月15日（金）に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け発せられたもので、乗合バス事業に関して安全確保の徹底を図るようにとの内容です。

つきましては、貴協会会員の乗合事業者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、別紙の「記」について周知徹底方お願いいたします。



別紙



国自安第244号

国自旅第325号

平成28年1月29日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



一般乗合旅客自動車運送事業の安全確保の徹底について

1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生した。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

このため、一般乗合旅客自動車運送事業の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、貴会傘下会員に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
 - (3) 運転基準図を作成し、適切な指導を行うこと
2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

